令和３年 10 月 13 日
（静岡県スポーツ協会）

総合型地域スポーツクラブについて

＜静岡県の総合型地域スポーツクラブの推進に向けた取組み＞

〇目的

総合型地域スポーツクラブの推進にあたり、登録認証制度の制定、連絡協議会の都道府県スポーツ協会への設置など、新たな対応が必要になったことから、静岡県として次の取り組みついて定める。

・静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の設置・運営
・登録認証制度の運用

〇説明項目

Ⅰ　総合型地域スポーツクラブの概要
　１　総合型地域スポーツクラブの基本的事項
　２　静岡県の総合型地域スポーツクラブの状況

Ⅱ　静岡県の総合型地域スポーツクラブの現状

Ⅲ　総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の概要
　１　概要
　２　登録の流れ
　３　「登録」・「認証」の定義
　４　登録認証制度の効果

Ⅳ　静岡県としての総合型地域スポーツクラブ推進への取組
　１　基本方針
　２　主要な取組
　３　推進体制

Ⅴ　静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（新規）の設置・運営
　１　組織・会員
　２　年間事業計画
　３　登録審査委員会
　４　整備する規程

Ⅵ　登録認証制度の運用
　１　登録基準
　２　登録申請に必要な書類
　３　登録の流れ
　４　運用開始にあたっての措置

Ⅶ　スケジュール

Ⅰ　総合型地域スポーツクラブの概要

1　総合型地域スポーツクラブの基本的事項

（1）設置目的

文部科学省が平成7年度から実施しているスポーツ振興施策の1つで、平成12年９月に策定したスポーツ振興基本計画において、全国の各市町村において少なくとも1つは「総合型地域スポーツクラブ」を育成するとしたことを踏まえ、本県でも各市町に対して普及・啓発のため広報活動を実施してきた。

（2）定義（要件）

総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことができ、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

多世代	障害の有無に関わらず、子どもから高齢者まで、幅広い年齢の人々が活動できる。
多種目	単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目を行うことができる。
多志向	初心者からトップアスリートまで、また、楽しみ志向の人から競技志向の人まで、それぞれが年齢、興味、関心、体力、技術レベル等に応じて活動できる。

2　静岡県の総合型地域スポーツクラブの状況

（1）静岡県の総合型地域スポーツクラブ　62 団体(資料①)

（2）静岡県の総合型地域スポーツクラブ設置状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H28	H29	H30	R1	R2	R3
市町数	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	25
クラブ数	63	62	65	68	67	66	68	67	66	64	64	62
承認数	2	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0

＜しずおか型地域スポーツクラブの定義＞

県では将来的に「総合型地域スポーツクラブ」への発展を視野に入れ、総合型地域スポーツクラブの特徴である「多種目」「多世代」「多目的」のいずれかの形態を有するとともに、地域住民が主体的に運営し、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点としながら、地域の誰もが年齢、障害の有無等に関わらず参加できる場を「地域スポーツクラブ」としている。

（3）現在の推進組織

ア　広域スポーツセンター

（ア）広域スポーツセンターの機能（文部省「スポーツ振興基本計画」(平成12年)）

① 総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関する支援
② 総合型地域スポーツクラブのクラブマネジャー・指導者の育成に関する支援
③ 広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供
④ 広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催

⑤ 広域市町村圏におけるトップレベルの競技者の育成に関する支援
⑥ 地域のスポーツ活動に対するスポーツ科学・医学・情報面からの支援

（イ）全国の広域スポーツセンターの設置状況
主に都道府県行政が主体となり、47都道府県において54箇所設置されている。

（ウ）静岡県広域スポーツセンターの現状
① 組織体制
本県は平成17年度に事務局をスポーツ振興課内設置
令和３年度から静岡県スポーツ協会に移管
② 業務内容
・総合型地域スポーツクラブの設立・育成、活動の支援及び広報・啓発
・「静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の運営支援及び広報支援
・総合型地域スポーツクラブの承認

イ 静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（ＳＣ静岡ネットワーク）
①加盟クラブ数：18（資料①）
②会　長：杉山克秀　氏（総合型地域スポーツクラブＦ－ＳＰＯ代表）
③事務局：総合型地域スポーツクラブＦ－ＳＰＯ
④年会費：5，000 円（＊令和３年度は会費徴収なし）
⑤事　業：研修会、交流会、施設見学会、クラブ訪問
東海ブロッククラブネットワークアクション　等
⑥今後の対応
・現協議会は令和４年３月 31 日に解散
・令和４年４月１日に新たに静岡県連絡協議会を設置

Ⅱ　静岡県の総合型地域スポーツクラブの現状：杉山会長

Ⅲ　総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の概要（資料②）

１　概要

「第２期スポーツ基本計画（平成 29 年３月）」の中で「総合型地域スポーツクラブ」の質的充実が謳われ、これまでの量的拡大から、財政的な自立や地域の定着等の質的充実を重視し、「承認」制度から「登録・認証」制度を新たに構築することとなった。

登録・認証制度を運用する「中間支援組織」は、原則的に都道府県体育・スポーツ協会が担う（現在の連絡協議会（SC）は、都道府県体育・スポーツ協会内の組織となる）。

令和３年度を制度の検討・周知等の諸準備に充て、多くのクラブが登録可能できるように令和４年 10 月までを移行期間として、「予備登録」とし、令和４年 10 月末までに体制を整え「登録認定」を目指す。

２　登録のながれ

現行（静岡県の場合）	令和４年度以降（予定）
①スポーツクラブは、市町担当課へ申請書類を提出 ②市町において書類審査後、広域スポーツセンター（静岡県スポーツ振興課）へ提出 ③広域スポーツセンターにおいて認定	①スポーツクラブは、静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（事務局：静岡県スポーツ協会）へ申請書類を提出 ②連絡協議会内の「登録審査委員会」において書類審査（もしくは実地審査） ③県連絡協議会が全国協議会へ提出 ④全国協議会での手続き完了後、全国協議会登録料（5,000 円／年）を納入（＊県連絡協議会会費は別途） ⑤全国協議会より登録認定証の発行 ⑥登録後、年度ごと更新審査を実施

３　「登録」・「認証」の定義

登録	総合型クラブからの申請に基づき、制度の運用主体が「登録基準」に合致したと判断した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載。
認証	当該クラブが登録手続を完了した後に、制度の運用主体があらかじめタイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブを当てはめ、タイプに応じて当該クラブを証する。＊認証に関する制度は、現時点では未整備あり、今後検討する。

４　登録認証制度による効果

〇総合型クラブへの効果

・行政における総合型クラブの認知度が向上することにより、行政が地域住民へ総合型クラブを広報することにつながること等の期待

・自己点検・評価の実施（ＰＤＣＡサイクルの確立)、ガバナンスの確立による質的充実

〇地域住民への効果

総合型クラブが見つけやすくなることや総合型クラブに対する安心感の醸成等の期待

〇公的機関・関係機関への効果

行政担当者に異動が生じても総合型クラブへの理解が継続されることや行政内のスポーツ担当以外の部局とも情報共有が可能になること等の期待

Ⅳ　静岡県としての総合型地域スポーツクラブ推進への取組

１　基本方針

・静岡県における地域クラブが連携し、スポーツの普及等を促進するため、新たに設置する静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県連絡協議会」）に参加できるクラブは、登録認証制度により登録されたクラブだけでなく、登録されていなくても参加を希望するクラブも認め、県連絡協議会が取り組む事業の対象とする。

・推進体制については、一体となって取り組むことができるよう、広域スポーツセンター、県連絡協議会、登録審査委員会等の組織を静岡県スポーツ協会に集約し、中間支援組織として取り組んでいく。

＊現在、日本スポーツ協会に申請している規程等が承認された場合。

２　主要な取組

①創設・活動支援	・クラブ創設支援 ・クラブの交流と情報共有 ・研修会・交流会の開催 ・クラブマネージャー・指導者等の人材養成 ・クラブ運営指導・助言、相談窓口の開設
②登録認証の推進	・登録認証の指導・推進
③その他	・クラブの普及啓発及び広報活動 ・クラブに関する各種調査研究 ・市町・競技団体等スポーツ関係団体等との連携

３　推進体制

（１）組織体制の方針

＜国が示す体制案(資料③)＞

・広域スポーツセンター
・県連絡協議会
・中間支援組織
・登録審査委員会

→

＜静岡県の体制＞

○静岡県スポーツ協会に設置
・広域スポーツセンター
・県連絡協議会
・登録審査委員会

（２）静岡県組織体制

組　織　名	役　職	関係機関
静岡県広域 スポーツセンター	センター長 県協会事務局員	静岡県スポーツ協会 静岡県・市町・県連絡協議会
県連絡協議会	幹事長・幹事・ 委員・事務局員	静岡県スポーツ協会 静岡県・総合型クラブ代表
静岡県登録審査 委員会	委員長・委員	静岡県スポーツ協会 静岡県・総合型クラブ代表

（３）組織別構成(案)

組織名	委員構成	事務局
広域スポーツ センター	センター長：静岡県スポーツ協会常務理事 ＊協議機関：静岡県	静岡県スポーツ協会職員
県連絡協議会	幹 事 長：静岡県スポーツ協会専務理事 副幹事長：静岡県・総合型地域クラブ代表 常任幹事：静岡県スポーツ協会常務理事 委　　員：総合型地域クラブ代表 市町協会代表・少年団本部代表	静岡県スポーツ協会 ・事務局長：常務理事 ・事務局員：協会職員
登録審査委員会	委員長：静岡県スポーツ協会常務理事 委　員：静岡県・ＳＣ代表・市町協会代表	

（４）組織役割

組　織	対象者	主な業務
広域スポーツセンター	市町	広報・啓発、交流・情報交換
	地域クラブ(*2)	広報・啓発、設立相談
	総合型クラブ(*1)	設立・育成支援、指導者育成
県連絡協議会	総合型クラブ(*1)	登録、活動広報、設立・育成・活動支援 研修会・交流会、指導者育成
	地域クラブ(*2)	活動支援、研修会・交流会

(*1)総合型クラブ…全国協議会の登録要件を満たした、又は登録の意向がある総合型地域スポーツクラブ

(*2)地域クラブ　…地域のスポーツクラブで、総合型クラブに登録されていないが協議会に加入している又は加入を希望しているクラブ

Ⅴ　静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(新規)の設置・運営（案）

＊各項目については、規程を協議中の日本スポーツ協会の指示により、変更する可能性がある。

１　組織・会員

（１）役員

・幹 事 長：県スポーツ協会専務理事
・副幹事長：静岡県・総合型地域スポーツクラブ代表
・常任幹事：県スポーツ協会常務理事
・委　　員：県東部・中部・西部の登録クラブ代表
　　県協会生涯スポーツ委員会代表、スポーツ少年団本部代表

（２）事務局　(公財)静岡県スポーツ協会・クラブアドバイザーを設置

（３）会員　会員・準会員・賛助会員で構成する。

・会　　員：全国協議会登録クラブ
　　＊登録クラブは全国・静岡県連絡協議会への加入が義務
・準 会 員：登録に向けて準備を進めているクラブ
・賛助会員：登録の意向はないが協議会に加入希望のクラブ

（４）会費　県連絡協議会としての活動に要する財源のため、会員の年会費を定める。
　　＊登録に係る全国協議会への登録料とは別途（金額は検討）

２　年間事業計画

項　目	内　　容
研修会	市町クラブ担当者研修会・講演会　等
セミナー	クラブマネジメントセミナー・講演会　等
交流会	地域スポーツクラブ交流会・事例視察　等
人材育成	アシスタントマネジャー養成講座　等
広報・普及活動	リーフレット作成・配布　等
相談対応	訪問相談・電話相談

調査・研究	先進事例の情報収集・支援内容の検討　等
会議・総会	・静岡県連絡協議会総会　・登録審査委員会　等

３　登録審査委員会

（１）委　員：県協会常務理事・静岡県・総合型クラブ代表・学識経験者

（２）事務局：静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に設置

４　整備する規程（資料④）＊現在日本スポーツ協会と協議中

○協議会規程：・基本規程　　・事務局規程(調整中)

○登録等規程：・登録規程　　・登録基準細則　　・登録審査細則

・登録認定細則　　・登録更新審査細則

Ⅵ　登録認証制度の運用

１　登録期間　11 月１日から１年間（毎年更新）

２　登録基準　必ず満たすべき運用ルール（＊下線が本県独自の基準…現在協議中）

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
⑴ 活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※１なスポーツ活動を２種目以上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか２区分以上の会員※２がいる。 (世代区分) A)未就学児、B)小学生、C)中学生、 D)高校生(～18 歳)、E)～29 歳、F)～39 歳 G)～49 歳、H)～59 歳、I)～69 歳、J)70 歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※３ ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも１名は配置されている。※３
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※４
⑵ 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※５の住民である。 ・<u>非営利組織、または、営利組織ではあるが出資者、株主等が 100%公的機関で構成されている。※６</u>
⑶ ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※７の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※１：定期的とは、年間で２４回以上実施することを示す。

※２：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※３：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※４：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※５：特別区は市町村に準ずる。

※６：株主等が100％公的機関で構成されている営利法人を除く「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※７：規約・会則・定款等を指す。

２　登録申請に必要な書類

申請書類①：登録基準確認用紙
申請書類②：基礎情報書類（クラブ概要等）
申請書類③：規約・会則・定款等
申請書類④：役員名簿
申請書類⑤：クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算
申請書類⑥：クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
申請書類⑦：総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
申請書類⑧：上記⑤及び⑥を議決した際の議事録９　スポーツ団体ガバナンスウェブ
申請書類⑨：スポーツ団体ガバナンスウェブサイトが発行する自己説明・公表確認書
申請書類⑩：県連絡協議会が定める提出物

３　登録の流れ

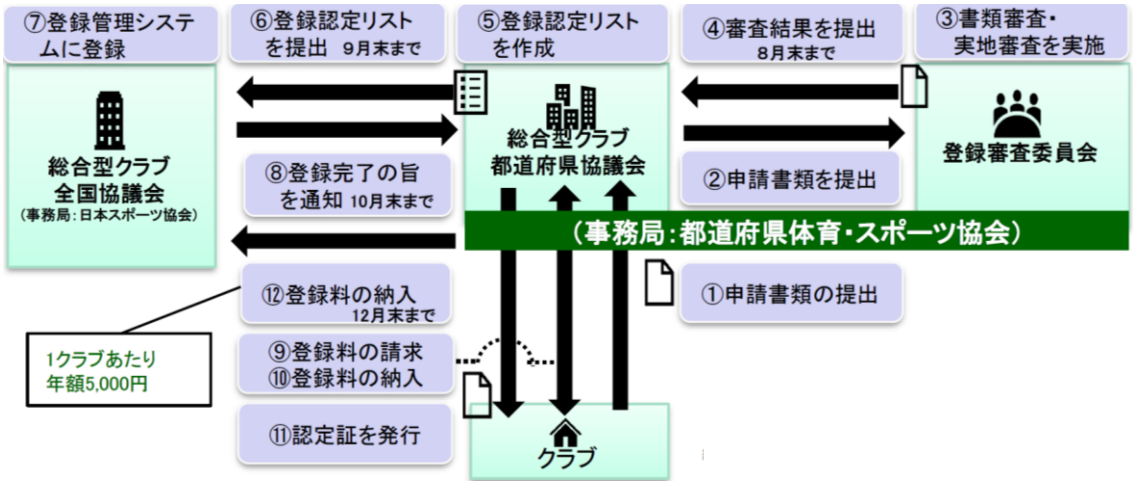

①クラブは、静岡県連絡協議会に申請書類を提出＜①＞
②「登録審査委員会」において書類審査（又は実地審査）＜②・③・④＞
③静岡県連絡協議会が登録リストを作成し全国協議会へ提出＜⑤・⑥＞
④全国協議会は登録管理システムに登録し、登録完了を通知＜⑦・⑧＞
⑤クラブは、静岡県連絡協議会に登録料（5,000 円／年）を納入＜⑨・⑩＞
⑥全国協議会より登録認定証の発行＜⑪＞
⑦静岡県連絡協議会が全クラブの登録料を全国協議会に納入＜⑫＞
　＊登録後、年度ごと更新審査を実施

４　運用開始にあたっての措置

・令和４年 10 月までを移行期間とする。
・移行期間中は「登録認定」ではなく、「予備登録」とし、審査方法は形式審査とする。
・移行期間中に、満たしてない基準等があるクラブは、基準に合致するように、この間に体制を整えていく。
・令和４年 11 月に本格実施（予備登録という制度はなくなる）、基本基準等を満たせないクラブは、登録できない。

Ⅶ　スケジュール

令和３年

９月　９日	各規程の全国協議会への協議
10 月 13 日	生涯スポーツ委員会・市町担当者説明会
10 月　下旬	現在の総合型地域スポーツクラブの意向調査
11 月頃	規程の承認

令和４年

１月　中旬	登録認証制度説明会：クラブ・市町担当者
２月　中旬	アシスタントマネジャー養成研修
３月　中旬	予備登録手続説明会
３月　中旬	静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会設立総会
４月　１日	静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会設立
４月　～	予備登録手続き、静岡県連絡協議会入会審査
～８月 31 日	登録審査(本審査)申請受付
～９月 30 日	登録審査、登録認定リスト作成・提出
10 月 31 日	移行期間（予備登録期間）終了